

1 〔商標登録を受けようとする立体的形状を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により当該立体的形状が特定されるようない又は異なる二以上の方から表示した図又は写真〕
〔削る〕

〔願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付〕

第四条の八 〔略〕

1・11 〔略〕
三 立体商標 〔略〕
四 〔略〕
1・11 〔略〕

三 立体商標 商標の詳細な説明の記載
〔商標登録を受けようとする商標を特定するためには必要がある場合に限る。第五号において同じ。〕

五 音商標 商標の詳細な説明の記載及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付

3・4 〔略〕

様式第2 (第2条関係)

〔略〕
〔備考〕

1~6 〔略〕

7 〔商標登録を受けようとする商標〕
の欄には、次の要領により記載する。
イ~ニ 〔略〕

〔新設〕

2 〔特許庁長官は、前項の規定により願書に記載された商標登録を受けようとする商標が明確でない場合には、相当の期間を指定して必要な説明書の提出を求めることができる。〕

〔願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付〕

第四条の八 〔略〕

1・11 〔略〕
三 〔新設〕 〔略〕
四 〔略〕
1・11 〔略〕

三 〔新設〕 〔略〕
四 音商標 商標の詳細な説明の記載 (商標登録を受けようとする商標を特定するためには必要がある場合に限る。) 及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付

様式第2 (第2条関係)

〔略〕
〔備考〕

1~6 〔略〕

7 〔商標登録を受けようとする商標〕
の欄には、次の要領により記載する。
イ~ニ 〔略〕

ホ 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ヘ~リ 〔略〕

ヌ 活字により商標を表示するとき(ヲ、ソ及びツに該当する場合を除く。)は、見やすい大きさの活字(原則として20ポイントから42ポイントまで)を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載するときは、各図又は各写真を同一縮尺で記載し、各図又は各写真の間に十分な余白を設ける。この場合において、各図又は各写真の内容を説明するために必要な図又は写真の番号を記載することができる。この場合は、当該番号の記載が商標を構成する要素ではない旨を【商標の詳細な説明】の欄に記載する。

ヲ~カ 〔略〕

ホ 第4条、第4条の2、第4条の3
第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載する場合は、2以上の商標記載欄を設けることができる。この場合において、特に必要があるときは、【商標登録を受けようとする商標】の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の日本産業規格A列4番の大きさの用紙(原則として1枚)に【商標登録を受けようとする商標】の欄を設けて、その欄の次に商標記載欄を設けて記載することができる。この場合において、用紙の左に2cm、上に2cm、右及び下に各3cmの余白をとり、容易に離脱しないようにとじるものとする。

ヘ~リ 〔略〕

ヌ 活字により商標を表示するとき(ヲ、レ及びツに該当する場合を除く。)は、見やすい大きさの活字(原則として20ポイントから42ポイントまで)を用いる。

ル 第4条、第4条の2、第4条の3
第1項、第4条の4第2号又は第4条の6の規定により商標登録を受けようとする商標を異なる2以上の図又は写真によつて記載するときは、各図又は各写真を同一縮尺で記載し、各図又は各写真の間に十分な余白を設ける。

ヲ~カ 〔略〕